

令和5年5月2日

保護者 様

愛知県立岡崎西高等学校長 武藤利昌

5類感染症への移行に伴う感染症対策について

愛知県教育委員会より以下に掲げる主旨の通知がありました。令和5年5月8日から、これに沿った形で進めて参りますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

1 「平時」と「感染流行時」に分けて対策を実施

(1) 平時

「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」、「清掃」等により、感染症対策を行う。

平時には、これら以外に特段の対策を講じる必要はない。

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とする。

(2) 感染流行時

地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの着用を促すことや、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、身体的距離を確保することなどの感染症対策を一時的に講じることが考えられる。

2 出席停止の基準等の変更

- ・ 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられることのみをもって出席停止とはしないが、児童生徒等が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。
- ・ 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

担当 教頭（豊田・安井）

電話 0564-25-0751

FAX 0564-25-9201